

鳴り砂

2-120号 (通巻 299号) 2022. 9. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

「原発復権」の動きに抗し、

女川2号機再稼働を食い止める闘いの継続を！

8月24日、政府は「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で、「エネルギー危機克服と脱炭素の両立」（岸田首相）のためとして、「次世代型原発の建設」および「最長60年としてきた運転期間の延長」の検討を公表するとともに、新規基準の審査に合格している原発7基（女川2を含む）の再稼働について「国が前面に立ってあらゆる対応を取る」（岸田首相）と前のめりの姿勢を表明した。安倍・菅政権でさえ、原発への依存を可能な限り低減させ、新增設は想定しない、としてきた震災以来の方針の大転換である。

これは表向きには「エネルギー危機克服と脱炭素の両立」（岸田首相）のためとしているが、その背景に「原子カムラ」の焦りがあることは間違いない。8月31日のBSテレビ東京の番組に出演した奈良林直東工大特任教授は、この方針表明を「（原子力産業を維持するための）ギリギリのタイミング」だったと発言した。つまり、仮に現在ある原発が再稼働し、40年はおろか60年に延長したとしても、新增設がなければ原発産業は衰退の一途をたどるしかないからだ。「原発は裾野が広い産業で、その影響は広範囲にわたる」（同番組）と強調しているのも、廃炉だけでは原発産業を補うことができないという焦りの表れだ。そして、すでに日立がGEと組んでカナダでSMR（小型モジュール炉）を受注し2028年に初号機の完成を目指しているとしている。

しかし、早速与党である公明党山口代表が「原発の新增設はこのままでは理解を得るのは簡単でない」と発言したのを初め、各立地自治体では「これまで通り安全審査を徹底して行う。その上で実

効性のある避難計画を立案し、県民の意見を聞いて判断する」（大井川和彦茨城県知事）など、少なくとも表向きは従来の姿勢を崩していない。それもそのはずで、そもそも再稼働については、経産省などから独立した原子力規制委員会が再稼働のその日まで責任を取る体制がつけられている（安全対策工事の監視など）。にもかかわらず政府が再稼働を声高に主張するのは越権行為であり、規制委員会へのプレッシャーとなって安全性がないがしろにされかねない。同じことは自治体にもあてはまり、ろくな避難計画もできていないのに、地元合意を迫る圧力となりかねないのだ。

そもそも、原発をめぐる問題性はこの間全く変わっていない。あえて列挙すると、①経済性がない（日本でも太陽光の方が安くなっている、またそもそも国の財政支援なしに、もんじゅも最終処分場もできない）、②事故の際の被害が甚大（避難計画が必要な発電設備は他にはない）、③核のゴミの処分ができない（10万年も管理が必要なものが他にあるだろうか）、である。つまりところ甚大なエネルギーと引き換えに必ず発生する放射能の制御を、人類はどう逆立ちしてもできないという宿命的なものなのだ。にもかかわらず、手をかえ品をかえて原発に固執すれば、必ずしっぺ返しをくらうことは必至だ。しかし、そのしっぺ返しを食らうのが、必ずしもその電気を使う地域・時代の人間とは限らないのが問題だ。私たちは倫理的にも、当座のエネルギーと引き換えに莫大な放射能というツケを過疎地域や将来世代に必ず押しつける原発を認めるわけにはいかない。

一方、2月24日から始まったロシアのウクライナ侵攻は半年を過ぎたが、一向に戦火がやむ気配がない。そうしたなか、ヨーロッパ最大といわれるザポリージャ原発をめぐる攻防・事故発生の危険性に世界中が固唾を飲んでいる。砲撃が相次ぐなか、IAEAが9月1日現地に入り、原発の施設の被害状況などを確認し、6日に報告書を公表。そして9月11日にはIAEAのグロッシ事務局長が「砲撃が続く限り、危険な状況に変わりはない」として「深刻な懸念」を改めて表明した。これらの危機は、いうまでもなくロシア軍がザポリージャ原発を占拠し拠点にしていることが根本原因であり、ロシア軍の撤退がなにより求められるが、これらのことが意味するのは、原発は戦争やテロの標的に実際になりうるという現実である。相手側してみれば、原発は「いまそこにある攻撃用の核兵器」なのだ。安全保障の観点からいっても、原発をなくすことが「安心・安全な社会」の第一歩なのだ。

こうした国内・国際情勢のなか、女川原発2号機では「これまで例がない」（東北電力）サブプレッションチェンバー（圧力抑制室）の耐震補強工事が進められている。この難工事のため安全対策工事が2023年11月までかかるとしている東北電力が、よもや岸田首相の意を組んで工事を前倒しすることはないと思うが、これ以上の延期をすることは許されないとの思いになっている可能性はある。しかしコロナ感染者が連日発表され、工事に少なからず影響を与えていると推測される。また、「脱原発東北電力株主の会」の質問に対して「圧力抑制室の耐震補強工事については、非常に狭い場所での工事となることから、溶接等に気をつけ、品質を管理していくことが非常に重要だと考えております。このため工事に先立ち、実物大の模型を造り、それを用いて実際にどういった溶接をするかなど方法を検討した後、作業員の溶接訓練により習熟度を高めた上で、現場の工事を行っていくこととしております。さらに、酸欠、熱中症、火災発生等の防止や被曝管理といった労働環境にも十分注意しながら、対応してまいります」「圧力抑制室内の空間放射線量率は、最大で5マイクロシーベルト毎時程度となります」と回答しているが、これまで数多くの労災やトラブルを引

き起こしてきた女川原発で、また新たなトラブルが発生し、けが人や被曝者が発生することがないか注視していく必要がある。

それにしても驚くのは、「この11年間での原子力発電費の総額はいくらになっていますか」との「株主の会」の質問に対する、「2011～2021年度の合計1兆609億円」（毎年900億円～最大1122億）との東北電力の回答である。11年で全く利益を生み出していない施設に1兆円もかける企業・プラントが他にあるのだろうか？ 再稼働すれば元が取れるのだろうか？（ぜひ専門家の方に分析していただきたいが）

夢のある未来を描くために、この1兆円を環境と調和した再生可能エネルギーへと投資先を変えることこそ福島原発事故を経験した私たちみんなが誇れる出発点になるのではないだろうか。

一方、7月13日の東京地裁の「東京電力株主代表訴訟」での13兆円超えの賠償命令判決を受け、全国株主の会11団体は、連名で各電力会社社長に『脱原発の決断をお願いします』との要望書を提出した。判決では「原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうをまたない」と、1992年伊方最高裁判決を参考にして、この過去最大の賠償の根拠にしている。事故の責任を電力会社に押しつける「国策民営」は破綻しつつある。

今こそ、東北電力は不条理な原発からの脱却を戦略的に思考していくべきではないか。それは、私たち市民が絶え間ない脱原発の声をあげ、訴えていくこと抜きには決して実現できない。ともに再稼働反対、そして原発のない社会の実現に向けがんばろう。

（事務局 舘脇）



7.13. 「核の大地」上映会&渡辺監督来日講演会

「欧州原発事情とウクライナ戦争が明らかにした原発の脆弱性」

7月13日（水）、みやぎ脱原発・風の会は、映画『核の大地—プルトニウム物語』上映会&渡辺謙一監督（仏在住）来日講演会「欧州原発事情とウクライナ戦争が明らかにした原発の脆弱性」を、仙台メディアテーク 7F スタジオシアターで開催、55名の方が参加しました。3名の方から頂いた感想を報告に替えます。（空）



●できるだけ多くの方が、何度も観るべき

このような映画は、できるだけ多くの方が、何度も観るべき、と改めて思いました。81年下北に、六ヶ所（再処理工場？）建設反対で、東京からの（現世田谷区長）保坂くんら数人と行きました。六ヶ所村は、2mも掘ると豊かな地下水が湧く地域で、こんなところになぜあんな危険なものを？と本当に狂気の沙汰と思いました。まだできていない「ガラス固化体」でブロックするから大丈夫、とまるで子どもだましのようなことをバカどもが言っていたのを昨日のように思い出します。

86年のチェルノブイリ、11年福島事故を体験してもまだやめようとしらない日本の原発政策、戦争への備え、ということが本当にリアルにピシピシと伝わってきました。そしてこの20~30年の（特にこの10年）、改憲の動きとあいまって、とても説得力のあるお話でした。川上、川下のお話、ハンフォード付近の住民の奇形の多さには、さもありなん。それは本当に本当に不幸なこと。みんなが知るべき。（アンケートより）

●変わっていない世界の原子力政策

日本、アメリカ、フランスの使用済み核燃料の再処理施設と、その周辺住民、自治体の関わりを描いたドキュメンタリー「核の大地—プルトニウム物語」仙台上映会があったので豪雨のなか観てきた。監督は渡辺謙一氏。プルトニウムを原爆材料として発見、生産したアメリカ。使用済み燃料の

再処理という形でプルトニウムの取り出しを商業化したフランス。その両国のすき間に食い入る形となった日本の核燃料サイクルシステム。この状況を渡辺監督は、参加者とのディスカッションのなかで、アメリカ、フランスを川上、日本を川下と例えた。福一事故を受けて5年前にこの映画を作成したが、その時と全く変わっていない世界の原子力政策を渡辺監督は嘆く。日本、アメリカ、フランスともにプルトニウム生産地が砂漠や半島の突端、半島の付け根といった、都市から離れた過疎地（自然豊かな場所）に建設されている。廃炉、環境汚染、巨額の金額を費やしながらいまだ稼働することがない再処理工場など、3つの国が抱えるプルトニウムの問題を検証していく映画だ。

フランス在住の渡辺監督がいうには、フランス電力会社は5兆円の赤字で国有化してそのツケを税金でペイしようとしていること、37基の原発が40年超えになるため50年まで延長する法改悪を進めていることなど、原発大国フランスの状況も説明された。

映画が終了して、休憩時間にニュースを検索するに、「東電株主代表訴訟で13兆円の損賠償命令を認める判決」を知る。原発がいかに無駄で、電力会社は、原発事故の損害賠償について、「無限責任」を負っているが、今回の判決は、その無限責任の一定割合を経営者個人が負う可能性があることを示したことで、責任が曖昧な「国策民営」で進めてきた（押しつけられてきた）電力会社が原発を進める環境にないことを改めて示した判決だ！

（日野さん Facebook より）

●原子力の無防備状態が明らかになると

映画「核の大地」を観てきました。昨年も観たのですが、昨年はオンラインで話してくれた在フランスの渡辺謙一監督が今日は生出演ということで、メディアテークに行きました。映画は、アメリカのハンフォード（人類初の核実験が行われ、長崎に投下された原爆が製造された場所。原発も9基あったが、今はアメリカ最大の核廃棄物貯蔵地になっている。）、フランスのラ・アーグ（使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す、世界最大の再処理工場）、そして日本の六ヶ所村でロケをしています。映画も良かったけれど、その後の監督の話がとても良くて、どしゃ降りの中、行った甲斐がありました。質問をした人もみんなすごいと思いました。

印象に残った話は、まず、この間のウクライナ戦争での原発占拠について、どう思いますか？という問いに、「ウクライナ戦争が始まった時、特派員をすぐ派遣して毎日生中継という報道だったが、チェルノブイリやザポリージャ原発の占拠の時の報道は最初だけで、後は報道しなくなった。原子力の無防備状態が明らかになると原発はコストがかかる、という話になるから。今、フランス電力（国営化された）は大赤字。ラ・アークを運営している『アレバ』は原発の設計や建設の仕事がなくなり、廃炉と除染の会社になって、名前も『オレノ』に変わった。」

廃炉は日本の技術じゃできないのか？という質問には「廃炉と除染は必ずやってくる。日本が再稼働とか、小型の原発を作るとかは無駄だと気づき、コンセンサスが取れば廃炉はできるはず。」しかし、廃炉は放射性物質を広げるので、私は反対。チェルノブイリの石棺のように、その場で覆

っておくのがいいと思う、という意見に対しては「確かにそうです。ハンフォードも、原発は実はコンクリートで覆って埋めています。砂漠に小さな建物がポツンポツンと建っているように見えるのは、原発の頭の部分。埋めたまま、50年後に廃炉に入る」という話にびっくりしました。

最後に汚染水海洋放出について。「これは絶対に止めないといけない。すべての再処理工場からはトリチウム水が出る。ラ・アークからも大量に放出されていて、白血病が増えたと言われている。調べた医師は左遷された。日本でトリチウム水を海洋放出しようとしているのは、六ヶ所村の再処理工場を稼働させるため。だから、絶対に海洋放出させてはいけない！」そうだったのか！と驚きました。何が何でも止めなくてははいけません。もっともっと頑張りましょう！渡辺監督、ありがとうございました。

（立石さん Facebook より）

最近の気になる動き 97

硫化水素を無視した女川2毒ガス防護の違法性？！

前号『気になる動き96-6』の末尾速報のとおり、6月1日第14回規制委会合で女川2の有毒ガス防護に係る「原子炉設置変更申請」が“正式許可”されました。

それを受けて東北電力は6月30日、①有毒ガス防護に係る「設計及び工事計画変更認可申請書」（工認変更申請）を規制委へ提出。曰く、「今回の申請は、「原子炉設置変更許可」により、有毒ガス防護に係る中央制御室等の安全施設の設計方針が確定したことを踏まえ、2021年12月23日に認可された…「工事計画認可」に、有毒ガス防護に係る記載を追加する」だけとして、「有毒ガスが発生した場合の影響評価を行った結果、中央制御室の運転員等に与える影響はないことを確認していることから、新たな設備の設置および既設設備の変更はありません」（工事費用も時間も一切不要）とのこと<6.30工認変更申請お知らせ：下線・太字強調は筆者>。

また、同じ6月30日、②女川2再稼働のために2013年12月27日に「原子炉設置変更許可申請」および「工事計画認可申請」と併せて申請していた「原子炉施設保安規定変更認可申請」に関する補正書（保安規定補正）も提出。曰く、「今回の補正は、2020年2月26日に…「原子炉設置変更許可」を、2021年12月23日に…「工事計画認可」を受けたことなどを踏まえ、重大事故

等発生時の体制や手順書の整備など、新たに運用面に対応すべき事項について、「原子炉施設保安規定」に反映したもの」<6.30保安規定補正お知らせ>で、「主な補正内容」として「1. 火災、内部溢水、自然災害、有毒ガスおよび重大事故等発生時の体制の整備に関わる事項を新たに規定」<同・別紙>しているようで、早々と6.1に許可されたばかりの有毒ガス防護に係る保安規定補正もなされていますが、上記工認変更と同様の理由（固定源・可動源なし）から、予期せぬガス発生時以外には変更はないようです<補正書622枚目>。

☆毒ガス防護申請にかかる東北電力の詭弁！

東北電力は、2017年に追加要求された毒ガス防護について、2018.5.10、2019.2.19の審査会合で説明・資料提出していましたが、再稼働合格を早期に得るため、（猶予のあった）毒ガス関係の申請は後回しにしたようです。ところが、運悪く、**2021.7.12に硫化水素流出・労災事故（以下、「同事故」）**が発生したのです。その後の2021.12.16になされた申請は、常識的には「事故の教訓が反映され、より充実した抜け落ちのないものになっているはず」と考えられますが、実際には、『毒ガスガイド』自体の不十分さに藉口して、同事故の真の原因究明もせ

ず（究明すれば、ランドリドレン処理系の共用解消・設備新設等の対策や設置変更許可申請が必要に！）、スラッジ内の硫化水素蓄積・大量放出なる非科学的原因で誤魔化しただけで（追加説明資料の別紙11）、それに対し規制委も異を唱えずく理由後述、6.1に正式許可を得たのです。

上記のとおり、東北電力の今回の申請は（過去2回の規制委審査の指摘事項は反映済みと仮定）、同事故から明らかとなった『毒ガスガイド』の致命的欠陥である「有毒化学物質から」しか「有毒ガスが発生しない」という“誤認識＝規制委・規制庁の中途半端な化学知識”に便乗して、同事故の根本原因であり、今後（＝根拠のない「再発防止策」を講じた後）も、硫化水素を蓄積・放出する「沈降分離槽（当該タンク）」の存在・危険性を無視し、「当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源…には該当しないと判断する」との“詭弁”を弄し、女川2には有毒ガスを発生させる「対象発生源はないことから、防護措置は必要ない」と「誤魔化した」に過ぎません【引用文：2022.3.23資料1（以下④）の254枚目（＝別紙11の12頁）、⑤：2022.4.27資料2の4枚目。前々号『気になる動き96-5』の一部再掲】。毒ガス防護を真剣に考えるなら、元は無害な化学物質から（微生物学的に）生成される硫化水素にも注目し、それを大量に「蓄積・内蔵（≒保管）する設備」である同タンクも、「固定源」に相応するものとして評価対象とすべきことは当然です。

この点、最近になっても東北電力自身が「事象発生以降も、当該タンク内に硫化水素が継続して発生・蓄積している状況」<2022.5.16女川原発4月分定期報告別紙>にあることを認め、「…換気空調系を通じて硫化水素を排出する作業を行ってきた結果、2022年3月末までに、タンク内の硫化水素濃度が0ppmとなりました」<同>というのとおり、事故から半年間も曝気してようやく「0ppm」にできたこと（＝その間、同タンクには硫化水素が蓄積）や、再発防止策のスラッジ量50m³以下（事故時は74m³）なら硫化水素は発生・蓄積しないという科学的根拠もないことに鑑みれば、やはり同タンクが硫化水素を大量蓄積・内蔵する「固定源」相応設備であることは明らかです*前号別冊『短信』の表のとおり、気相部に硫化水素が充満＝分圧1atmなら370kgも、分圧0.1atmでも37kgの硫化水素を蓄積しているのです>。

にもかかわらず、評価の前提とすべき毒ガス発

今回の硫化水素流出事象において、硫化水素の発生源となった当該タンクは、洗濯廃液等を処理するランドリドレン系の処理の過程で発生するスラッジを受け入れ、スラッジを固体廃棄物として処理する前に一時的に貯留しておく設備である。（2.1参照）このことから、当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しないと判断する。

2. 固定源及び可動源からの有毒ガスに対する防護措置

固定源及び可動源からの有毒ガスに対しては、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。

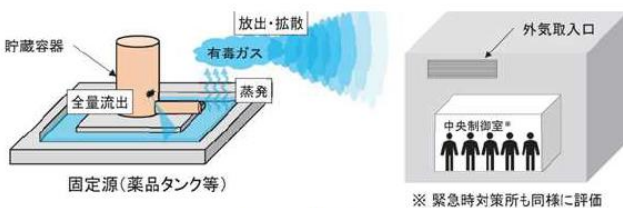


図2 防護措置のイメージ

出典：第1032回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合資料1-2 (<https://www2.nsr.go.jp/data/200382529.pdf>)から抜粋

なお、対象発生源はないことから、防護措置は必要ないことを確認した。

生源を隠蔽した申請は、不当です。

☆毒ガス防護許可にかかる規制委の思惑！

一方、規制委・規制庁も、現行『毒ガスガイド』の欠陥を認めると、せつかく再稼働させた他の原発の合格取消し（＝審査やり直し）が不可避のため、自ら同事故の真相究明・教訓化を行わず（そのことで同ガイドの欠陥を秘匿・放置）、東北電力の上記詭弁を容認し、「以上のことより、規制委員会は…新たな防護措置を講ずることなく、運転員を防護できる設計とすることを確認したことから、第26条（筆者注：設置許可基準規則）に適合するものと判断した」<2022.6.1毒ガス審査書19枚目>と、「他の原発と齟齬が生じないよう」合格させたのではないのでしょうか。

ちなみに、「固定源」（可動源も同旨）の現行定義「敷地内外において貯蔵施設（例えば、貯蔵タンク、配管ライン等）に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質をいう。」（*筆者はこの表現に非常に違和感。有毒化学物質等を貯蔵・保管・運搬する施設等を「固定源・可動源」と定義すべきでは？）を、同事故を教訓化して、「敷地内外において施設（例えば…）に保管・内蔵されている…」などと改訂すれば済む、すなわち同事故を「ヒヤリ・ハット事象」としてガイド改訂すれば「事故」を未然防止できる＝安全性が格段に向上する、はずです。

そもそも各種「審査ガイド」は、この間筆者が何度も指摘・引用してきたように、「許認可の審査において、審査官が参照するために策定する文書であり、審査官が新規規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引」であって、「規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではない」（下線筆者）とされ、「審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査

官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要」<2021.6.16規制委「審査ガイドの位置付け」>という規制委自身の説明から明らかなように、ガイドに適合していることを以って、直ちに法的要求を満たした（安全性が確保された）と判断することはできないはずだ。

にもかかわらず、女川2の毒ガス審査は、同事故（沈降分離槽からの硫化水素放出）を具体的に検証もせず、むしろ積極的に無視・隠蔽して、従前の他の原発審査書の丸写しで、ガイド適合を理由に合格としたのです【6.1毒ガス審査書10枚目】。

☆ 女川2毒ガス防護は法的要求を満たしていない！

そもそも、今回の女川2毒ガス防護申請・許可は、“素人考え”ですが、法の規制要求を根本的に満たしていないのではないのでしょうか。

毒ガス防護の法的要求は、あくまでも「有毒ガス」から運転員（事故対応従事者）を防護するため、具体的には「原子炉制御室及びその近傍、緊急時対策所及びその近傍、並びに有毒ガスの発生源の近傍において、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室及び緊急時対策所において自動的に警報するための装置を設けることを要求」<同審査書18枚目>するものです【㊦235枚目】。

ところが、上記のとおり、規制委は、東北電力が主張する、硫化水素を蓄積・内蔵・放出する「沈降分離槽」は固定源には該当せず、ガイドの定義する「『有毒ガスの発生源』がないことを確認した」ので、「有毒ガスの発生を検知するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても…改正規則に適合する」との詭弁を容認し、合格させたのです。そのおかげで東北電力は、中央制御室や発生源近傍の2箇所に設置すべき「硫化水素の検出装置・警報装置」が不要となり、共用解消・配管撤去・設備新設なども不要となり、意図したように、工認申請が書類上の記載追加だけで済み、経費や工期も節約でき、再稼動が極めて容易・簡便になったのです。

☆ 真の毒ガス防護（安全確保）のための有毒ガスの抽出

真の『毒ガス防護』には、まず「有毒ガス」

申請者は、影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転・対処要員を防護できる設計とする。これにより、有毒ガスの影響により、運転・対処要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計としている。また、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、有毒ガス防護に係る手順等を整備する方針としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

1.2 改正規則等への適合性

1.2.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項

設置許可基準規則第二十六条第3項第1号にて、「原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けることが追加要求された。

上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定した。固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を実施した。その結果、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス防護判断基準値を下回り、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。評価結果は、本文「6.まとめ」に示す。

以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。

を漏れなく抽出し、その上で発生メカニズムを考慮し、発生源（固定源・可動源）の調査・評価を行なうことが必要です。‘有毒化学物質の貯蔵設備がない’から有毒ガスの危険性がないとの論理は逆です。

発生メカニズムの大半を占めるとされる「物理的な気化・揮発」の場合は、固体・液体として貯蔵・保管・運搬されている「有毒化学物質」そのものに注目するのは間違いではありません。しかしながらそれだけでは不十分です（ガイドはそれだけに限定しているから不十分なのです）。

同事故の最大の教訓である硫酸塩還元細菌・「生化学反応」による「硫化水素」【同80枚目：次頁 **赤矢印**。同事故前は「予期せぬ有毒ガス」でも、同事故後は「予め評価すべき有毒ガス」のはずです】についても、実際に作業員7名が健康被害を被った（運転員らが吸入した可能性もゼロではない）ことや、その強毒性（許容濃度1～5ppm）に鑑みれば、①共用配管から2号機制御建屋2階に逆流・流出した場合の（階段・エレベーター・電気計装用配管等を通じた）4階中央制御室への影響の有無や、②1号機排気筒から無処理放出（拡散希釈：最悪の条件下で）された

場合の2号機中央制御室換気用給気中（運転員の呼気中）や事故対処要員の屋外の作業予定場所・アクセスルート等における硫化水素濃度の解析評価なども行なうべきです。

ところが、東北電力・規制委の“思惑の一致・慣れ合い”により、同事故を教訓化せず（ガイドが改訂されず）、沈降分離槽・硫化水素を対象外とすることで、真の影響評価がなされず、その結果、法的に要求される有毒ガスの検出装置・警報装置の設置

【2018.5.10資料1-1-2の53枚目：右下図赤矢印】も行なわれない違法状態が出現するのです。

☆ 毒ガス防護が“弁慶の泣き所”！

以上のような女川2毒ガス防護の様々な不備（申請内容および審査内容とも）に鑑みれば、今後「工事計画認可」がなされたとしても、このままでの再稼働は法的に許されないのではないのでしょうか。＜*法律の専門家の方々には、この問題（不十分なガイドに依拠した申請・審査・許可の“違法性？”に限定した“シングルシュー・一点突破”）で再稼働に異議申立てできないか、ご検討いただけないのでしょうか。素人考えですが、勝手に“ちむどんどん”しています。＞

なお、東北電力が自ら態度を改め、同事故を教訓化し、硫化水素の影響評価を行ない、必要な検出装置・警報装置を設置し、ランドリドレン処理系の共用廃止・配管撤去および2号機単独のランドリドレン処理系新設（それらに必要な設置変更許可申請や工事計画認可申請）などに直ちに着手するならば、来年（2023年）11月の圧力抑制室耐震補強工事等の終了には間に合わないとしても、遅くとも2026年の特重施設完成までには、有効な毒ガス防護ができるのではないのでしょうか（急がば回れ？）。

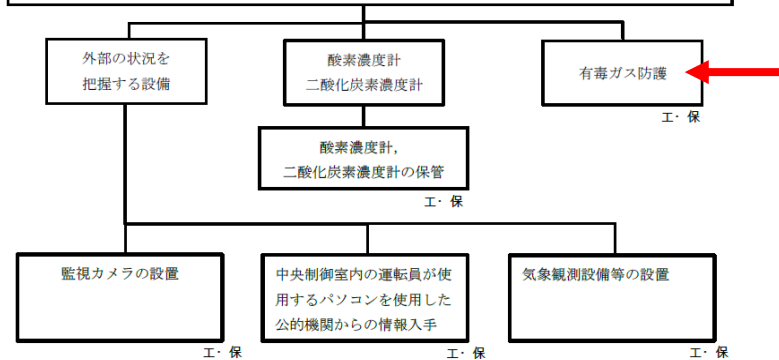
＜2022.9.4了＞

表1 各情報源から抽出された有毒化学物質の調査結果（例）

| 情報源 | 影響による分類 | 代表例 |
|------------------|---|--|
| I C S C | A-1:『急性毒性（致死）影響』のある化学物質 | ・塩酸 ・ヒドラジン ・硫酸 ・フッ化水素 ・塩素 ・二酸化窒素 |
| | A-2:『中枢神経影響』のある化学物質 | ・ヒドラジン ・メタノール ・エチレングリコール ・ほう酸 ・酸素 ・プロパン |
| | A-3:『呼吸器障害による呼吸困難（窒息）影響』のある化学物質 | ・塩酸 ・硫酸 ・フッ化水素 ・プロパン ・硝酸 ・二酸化窒素 |
| 国内法令規制物質 | B-1:毒物・劇物（SDS対象物質）（毒物劇物取締法）（人に対する急性毒性物質等） | ・アンモニア ・塩酸 ・ヒドラジン ・メタノール ・フッ化水素 ・水酸化ナトリウム |
| | B-2:消防活動阻害物質（消防法）（常温又は水等との反応で有害物を生じるもの） | ・アセチレン ・生石灰 ・無水硫酸 ・水銀 ・ヒ素 ・フッ化水素 |
| | B-3:毒性ガス（高压ガス保安法）（人に対する急性毒性物質） | ・アンモニア ・ベンゼン ・塩素 ・一酸化炭素 ・硫化水素 ← 赤矢印 |
| | B-4:SDS通知対象物（労働法）（労働者に危険・健康障害を生じる恐れのあるもの） | ・塩酸 ・ヒドラジン ・メタノール ・過酸化水素 ・水酸化ナトリウム ・硫酸 |
| G H S | C-1:『急性毒性（吸入）』で区分1~3（人に対して有毒）の物質 | ・塩酸 ・ヒドラジン ・硫酸 ・フッ化水素 ・過酸化水素 ・硫化水素 ← 赤矢印 |
| | C-2:『呼吸器感作性』のある物質（アレルギー作用） | ・塩酸 ・アセチルサリチル酸 ・クロム ・ホルムアルデヒド ・ニッケル ・コバルト |
| | C-3:『神経影響』又は『麻酔作用』のある物質 | ・アンモニア ・ヒドラジン ・メタノール ・エチレングリコール ・過酸化水素 ・炭酸ガス |
| | C-4:『呼吸器影響』又は『気道刺激性』のある物質 | ・アンモニア ・塩酸 ・ヒドラジン ・メタノール ・エチレングリコール ・水酸化ナトリウム |
| | C-5:『誤えん有害性』のある物質（誤えんした場合に呼吸器障害） | ・スチレン ・ベンゼン ・トルエン ・キシレン ・水酸化カリウム |

第26条 原子炉制御室等

【条文要求】（設置許可基準規則第26条）
 発電用原子炉施設は、次に掲げる場所により、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。
 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。
 三 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。
 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍
 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置
 六 原子炉制御室には、酸素濃度計を施設しなければならない。



（仙台原子力問題研究グループ1）

宗教者核燃裁判 7・7公判「増上慢！」と意見陳述

一昨年提訴した本裁判＝「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」の第4回公判。ご無沙汰気味の私に、法廷での意見陳述の機会が回ってきた。当初15分の枠組みが与えられ準備を進めていたところ、直前に「5分で」と短縮が伝えられることにはなったが。

これは『原子力行政を問い直す宗教者の会』を母体とし、全国約二百五十名の宗教者・信仰者で構成する原告団の思いに、強力弁護団がバックアップする訴訟だ。被告は日本原燃。提訴が青森ならぬ東京にこだわったのは、核燃サイクルが国策・原子力事業の要、としての位置付けからだ。

そして、科学技術論争には踏み込まず、人格権や倫理性を問題にする構図を描く。「原告らは、いのちへの畏敬の念に基づき、いのちを脅かす本件再処理工場の稼働差止を求める。」(訴状より) 訴訟進行としては、議論打ち切り願望見え見えの被告側に対し、裁判長は原告の意見陳述の場面を積極採用している模様だ。これまで原告団長以外にも数名法廷に立っている。今般の時間短縮は、被告側の異議に対する妥協、とも思われるが。

さて、訴訟の流れとしては、再処理工場の基準地震動評価の不合理性への追及が、前面に展開される。この日もまず、原告側弁護士がその点を鋭く突いた。すなわち、日本原燃の定める基準地震動700ガルについて、想定するプレート間地震では震源から93キロで地震動236ガルとするが、実際の観測記録では震源から328キロ離れた地点で239ガルを記録している事実を示し、その耐震性に於ける疑義について説明した。

私の意見陳述は、これを受ける形とはなかった。上記の観測記録を示した東北地方太平洋沖地震で、その震央から最も近い女川原発に於ける、原発震災間一髪の実態をまずは指摘した。原発震災とはこういうものだ、という事実を実際に示す出来事であったから。「女川原発に通じるすべての道路が寸断されました。避難は絶望的で、交通渋滞や情報操作以前に、住民は閉じ込められる、を実感しました。」

その上で「私の拠り所とする法華経には」と、釈尊が過度の驕り慢心をもつ増上慢の人々に対して、厳しく叱責する説法の場面を引いた。『未だ得ざるを得たりと謂(おも)い、未だ證せざるを證せりと謂えり』「そして現実に、その慢心によって取り返しのでない過ちを犯しました」と。そして、

「原発の基準地震動でも、女川原発はじめこの20数年で軒並み打ち破られている」「限られた知見で、地球史では近い過去に属するデータで判断し、欠陥品を作り上げている」「驕りをもって核に手を染めるものの、後始末の方法を知らぬ愚かな体たらく」と、経文で示された増上慢の所業をなぞる実態を喝破した。時間の関係で陳述では省略したが、『西遊記』の話も想起したい。孫悟空が神通力をもって宇宙の果てまで到達したと思いきや、お釈迦様の指の間を廻っていただけだった、という話は印象深くかつ分かり易い。

また、本公判がロシアの軍事侵攻後初めてとなることを意識し、原発が標的とされる恐怖と共に、この国の政権中枢から「核共有論」が提唱される「看過できない事実」の指摘を付け加えた。余剰プルトニウムの問題で寄せられる軍事転用を巡る国際的懸念が、六ヶ所・再処理工場の稼働によって決定的となるからに他ならない。

そもそも本裁判は、宗教者による各自の信仰や信念に基づいて、自らの言葉で司法当局へ危機を訴えることを主軸となすものだ。今般は時間短縮となったが故に、あるいは端的な表現で訴えを印象付けることになったかもしれない。

ともかくも、現役時代に原発差し止めを命じた元裁判官たちも陰に陽に支える、本裁判の行方を注視してほしい。

(梅森寛誠)

※今号『別冊』4頁に、意見陳述全文を掲載。



大崎から～原告の証拠申請に裁判長が難色を示す

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会 芳川良一



7月25日に大崎住民訴訟第16回口頭弁論期日が仙台地裁101大法廷で開かれました。そのときの裁判長は、いままでの流れを変えるような出方をしてきました。これまでは、前任の裁判長の考え方を踏襲し原告側の意見を取り入れた進行のようだったのが、一転被告側の主張をそっくり取り入れた発言をしたのです。これは何を意味するか、今回はその辺を考えてみたいと思います。

といっても、所詮素人の勘ぐりです。法曹の専門の方々からの外的でそんなことはありませんし、あるいは齟齬をかうかもしれません。わたくしの考えがイコール市民感覚・市民意識ということもできません。しかしこの時の司法に対する懐疑の心境を記しておきたいと思うと同時に、一方ではすべてが杞憂であってほしいと願いながら report いたします。

○原告側の証人申請と被告側のそれに対する意見書

第16回口頭弁論期日に先立ち、原告弁護団から裁判所に証人申請（証拠申出）がなされました。それは、排ガス測定検査結果で煙突から煤塵が検出されセシウム漏れが立証されたので、いよいよ核心の内部被ばくの主張立証に移行するためのものです。まず、法廷におけるDVD『核の傷』上映、内部被ばくに詳しい西尾正道医師の専門家証人尋問、原告4名の原告本人尋問、そして技術者として青木一政氏の尋問を申請したものでした。

DVD上映も西尾医師尋問も内部被ばくに関するものですが、とくに西尾医師においては、被告側が全てにおいて反論の拠りどころとしているICRP（国際放射線防護委員会）という機関そのものの性格とその勧告の非科学的な部分についての批判を含むものです。いわば本裁判の核心にあたります。

原告本人4名の証人尋問は提出済みの意見陳述書もさることながら、尋問に関する立証趣旨も裁判所に提出済みです。たとえば、立証趣旨とは、「試験焼却が裁量権の逸脱・乱用である、或いは試験焼

却によって平穏生活権が侵害されたこと及びその内容」というふうです。

青木一政氏は放射能漏れ立証のいわば総括というところで、これまで繰り返し提出されたりネン吸着、排ガス測定、そして尿検査結果になりますが、ことに尿検査結果は放射能の体内蓄積量を示すもので内部被ばくに直接的に関係してくる重要な証拠となります。

さて、それに対して被告側からは、証拠意見書というかたちで反論がありました。証拠意見書はA4一枚のきわめて短いものです。そして内容も、二項目に分けて、一つはDVDの上映について「法廷における証拠調べ（DVD再生）の必要はない」、二つ目は、人証について「尋問の必要はない」「人証の必要なく意見陳述で足りる」「人証が採用される場合・・・短時間で十分である」というものです。被告としては当然の反論でしょう。いずれも被告としてはこれ以上中に入り込みたくない、触りたくない、ことに西尾医師は被告の主張の拠りどころを切り崩そうとしているわけですから、なんとしても避けたいというところでしょう。

○第16回口頭弁論期日

7月25日は長引くコロナ感染流行の最中ながら多数の傍聴者で法廷が埋まりました。傍聴者は30人ほど、原告席・被告席に各々10人ほどですから、大法廷に50人以上が入ったわけです。予告通り、まず原告側弁護士による「弁論更新」が行われ、それに引き続き原告団長の意見陳述がありました。そのあと裁判長が、DVD法廷上映は必要がない、さらに人証も必要がないのではないかと述べたのです。“ええーッ”と耳を疑いました。もともと明瞭な話し方をする裁判長ではないのですので、このときもよく聞き取れませんでした。しかし、その後原告弁護団から激しい抗議がなされたので、わたくしの聞き間違いではないことがはっきりし、あらためて裁判長の発言の意味するところに驚いてしまったわけです。

裁判長の発言は、なんと被告側の証拠意見書通りなのです。これまでは、少なくとも排ガス測定実施までは、原告のペースで進んできたという思いが、今回の口頭弁論を機に一転してしまいました。いったい何があったのか。行政への忖度が働いたか。或いはこれが裁判長の当初からの筋書きだったのか。すなわち排ガス測定は前任裁判長の申し送りなのでそこまでは踏襲しよう、しかし測定結果が出た後は

後任裁判長の独自の考えで進めよう、ということなのか。いよいよ本心暴露ということなのでしょう

か。

そういえば、裁判長に関して気になることが2件ありました。一つは、女川原発再稼働差止訴訟の第三回口頭弁論を提出書類の確認だけのたった6分で切り上げたことです。女川原発再稼働差止訴訟と大崎住民訴訟は裁判官が一緒なのです。差止訴訟の弁護団長によればこういうことはよくあることらしいのですが、とても不安な気持ちにさせられました。そして二つ目が、先日の国の生活保護費引下げ訴訟です。国の生活保護費引下げは生存権を保障する憲法に違反するとし減額処分を取り消しを求めたものです。同じ訴訟が他の都道府県でも提訴され、勝敗が分かれています。そんな中で仙台地裁の判決でしたが、原告の請求を棄却したのです。大崎住民訴訟では人格権・平穏生活権の侵害、行政の裁量権逸脱が争われています。この判決を新聞で見るときは、ハッとしました。この判決は大崎住民訴訟の裁判長が下したものです。我われの訴訟に引き付けて考え、裁判長の生存権や人格権についての認識を訝ってしまいます。市民感覚、市民意識とズレがありはしないか、と。

○次回口頭弁論期日に向けて

原告側弁護士によれば、原告100人以上の訴訟で一人も尋問しないことは通常ではありえないことだそうです。法廷での尋問は、証拠として記録上に残せる証拠調べになるのだそうです。陳述書、意見陳述と比べ証拠の重みが違うということなのでしょう。弁護団は、次回口頭弁論期日まで、論理的且つ説得的に証人尋問並びに原告本人尋問の必要性について書面にて説明をしようと言っていますが、是非説得しつくしてほしいと願っています。

原告弁護団長がよく“仙台方式”ということを知っています。それは仙台に赴任した裁判官をしっかり教育することだという意味だそうです。今回はその仙台方式に大いに期待したいと願っています。いまままでせっかく作ってきた流れを次回弁論期日で是非取り戻してほしい、そう願っています。

我われとしては、多方面に働きかけ、仙台地裁の大法廷に入りきらないほどの傍聴者でもって裁判官に圧力をかける努力をしていきたいと思っています。この拙文を目にされた方で都合の許す方は、ぜひ10月19日(水)10時30分に仙台地裁にご参集いただければ有難いと思っております。

○指定廃棄物、汚染廃棄物をめぐる気になる動き

裁判を離れて廃棄物問題に移ります。

一つは、指定廃棄物についての新聞記事です。前

山口環境相が『河北新報』のインタビューに答えて、宮城県に指定廃棄物最終処分場をつくる方針に変わりがないと発言しています(5.18河北)。指定廃棄物においては5県のうち3県(宮城県、栃木県、千葉県)で事実上撤回せざるを得ない状況にありながら、さらに他の2県(群馬県、長野県)では現地保管を継続しながら段階的処理という方針転換とも受け取れる事態にありながら、まだそんなことを言っているのかと、恐ろしくなってきました。加美町での挫折からなんと7年も経っています。実に執念深く、執拗です。先日、和田環境事務次官が同じく『河北新報』のインタビューに答えて、指定廃棄物の処分を先送りし住民合意を得るまで、基準以下の廃棄物処理を優先させるという方針を示しています(7.29河北)。そのインタビュー記事から読み取れるのは、指定廃棄物処理問題が早晩再燃するという事です。じーっとタイミングを見計らって、攻勢をかけてくるに違いありません。さらに懸念されるのは、いま大崎地域と仙南地域で進められている8,000Bq/kg以下の焼却処分(混焼)にドライブがかかるのではないかと、ということです。宮城県知事も事務次官と同じ考えを繰り返しています。いま大崎では7年間の計画で混焼が進められています。一昨日(8.29)「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」と大崎市役所放射能対策推進室とで意見交換会を行いました。その場で環境省や県から、混焼による処分を早めるような圧力はないかと聞いたところ、ないと返事でした。しかし分かりません。今はないにしてもいずれ圧力がかかることは想像に難くありません。混焼に拍車がかかったら(すき込みも同じですが)どうなるか。周辺住民の追加被災が増すということです。このへんの動きはしっかり見ておかないといけません。

もう一つは、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物から8,000Bq/kgを超えるものが出てきた件についてです。この件については『鳴り砂』には何回か掲載していただいているので詳しくは述べませんが、焼却対象の汚染廃棄物から焼却前の放射能測定で8,000Bq/kg超えのものが見つかりました。美里では13,000Bq/kgのものさえ出てきました。これは本来あってはならないことで、環境省と宮城県に「放射能汚染廃棄物『一斉焼却』に反対する宮城県民連絡会」を通して問い質している件です。環境省も県も一度や二度は応じましたが、あとはコロナを理由に逃げの一手です。そこで環境省に対しては参議院議員、県は「脱原発をめざす宮城県議の会」に調整をお願いしているのですが、なかなか目に見える進展がありません。この問題は特措法そのものの矛盾を衝くものとの認識のもと、ここで引き下がるわけにはいかないのです。前述の指定廃並びに汚染廃問題と直結しています。県民連絡会と連携して、

「子ども脱被ばく裁判」控訴審第4回期日報告(速報)

11年という時間が必要だった会心の追撃弾



【仙台高裁をヒューマンチェーン！】

9月12日(月)、仙台高裁での裁判後の報告集会は、非常に大きな喜びに包まれました。前号でお伝えしていたように、この日に結審し、敗訴確定的な『最悪シナリオ』すら覚悟していましたが、フタを開けてみると、全く逆でした。「鬼の石栗裁判長」と柳原弁護士が呻っていたのとは正反対で、『子ども人権裁判(行政訴訟)』と『親子裁判(国家賠償訴訟)』の分離が言い渡され、なおかつ、国賠訴訟においては、証人申請していた5人の採否について次回期日に審理する、という判断が示されました。まるで私たちが望み、夢見ていたこと(=裁判上ではごく普通のことらしいのですが…)が、そのまま目の前で展開されました。

この裁判は、国や福島県が、子どもたちや住民を被ばくさせても構わない、核惨事後の被曝地に住民を縛りつける、という確信悪な保身の背景があり、被告側の立場からも、何が何でも負けない闘いです。そして一番福島地裁判決は、忖度という形で、国や福島県に軍配を上げました。国の威信がかかった裁判に対して、非力な私たちがどうやって闘うのか、それは、いつも理不尽な敗北という形の塗炭の苦しみの中で、暗中模索してきた11年でした。

私たちの武器は何か。それは、彼らがどこまでも卑劣でダーティーであっても、“子どもたちの健康を守りたい”“私たちの未来や希望まで奪わせはしない”“信頼や愛”というつながりで結びついた、大衆的な闘いを是とするものです。その典型的な

闘いが、この間行われてきた『おハガキ作戦』でした。後ほど、「オフィシャルな会」からの報告があろうかと思いますが、石栗裁判長や仙台高裁には何百、もしかしたら4ケタものハガキが、全国各地から届けられました。そのひとつひとつは「公正な裁判を求めるもの」「十分な審理を求めるもの」、そして「裁判分離を求める」内容でした。この作戦の根底にあるのは、あくまでも裁判官の良心に訴え、司法の役割を果たしてほしいという“司法への期待”、一縷の望みでした。過大な期待や幻想を持つべきではありませんが、司法への期待を失ったり、絶望してしまったりは自己矛盾です。

福島原発事故では、あまりにも多くの方が傷つき、生命すら奪われ、つながりがズタズタにされてきました。もうこれ以上私たちは、誰かが傷つけられたり、大切なものを奪われたりするのを、終わらせなければなりません。“アリが通るような小さな穴からダム・堤防が決壊する”という例えのように、たとえ巨大な壁であっても、悪に立ち向かっていく集団でありたいです。原告・弁護団が歩んできた粘り強い根底的な闘いに連なり、この間、自分ごととして『おハガキ作戦』や期日行動に参加したすべてのみなさまに、心からのお礼を伝えたいです。ありがとうございました。

裁判はこれからがようやく佳境です。引き続き、次回期日や今後のご支援・ご注目を、どうぞよろしくお願いいたします。〈2022.9.13記〉

(「子ども脱被ばく裁判」を支援するみやぎ連絡会 服部賢治)

★分離されたため、今後の予定は

『親子裁判(国賠訴訟)』第5回口頭弁論期日

11月14日(月) 14:30~

『子ども人権裁判(行政訴訟)』判決言い渡し

2023年2月1日(水) 15:00~

「子ども脱被ばく裁判の会」公式サイト

<https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/>

【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

第450回女川原発の再稼働を止める！ 福島原発事故を忘れない！ 子供を守れ！ 汚染はいらない！みやぎ金曜デモ In 仙台 (略称:脱原発みやぎ金曜デモ)

日時：9月30日(金) 元鍛冶丁公園
(18時15分集会、18時30分デモ出発)

主催：みやぎ金曜デモの会(代表 西)
(連絡先) 070-5092-1701(西)

e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com
ブログ: <http://miyaginonuke.blog.fc2.com/>
twitter:@miyagi_no_nuke

女川原発再稼働差止訴訟

第4回口頭弁論 仙台地裁101号法廷
9月21日(水) 11時～

ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第1回口頭弁論 仙台高裁101号法廷
9月28日(水) 14時30分～
(ミニ集会) 13時～片平三角公園
【報告集会】仙台弁護士会館4階

「元の生活をかせせ」いわき市民訴訟控訴審

第3回口頭弁論 仙台高裁
10月4日(火) 14時～
第4回口頭弁論 11月29日(火) 14時～

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

第17回口頭弁論 仙台地裁101号法廷
10月19日(水) 10時30分～
【報告集会】11時30分～仙台弁護士会館4階

学習講演会:岸田政権の無謀な原発推進を斬る

「原発の再稼働・革新炉開発を斬る
～廃炉・使用済燃料はどうする？」

講師:岩井孝氏(元日本原子力研究開発機構研究員)
日時:11月12日(土) 13時30分～
会場:エル・パーク仙台6階ギャラリーホール
(オンライン併用)
主催:原発問題住民運動宮城県連絡センター
連絡先:宮城民医連 電話 022-265-2601

「子ども脱被ばく裁判(国賠訴訟)」控訴審

第5回口頭弁論 仙台高裁101号法廷
11月14日(月) 14時30分～

田村バイオマス訴訟控訴審 第3回口頭弁論
11月18日(金) 14時30分～ 仙台高裁

「福島原発被害南相馬訴訟」控訴審
第6回公判 判決 仙台高裁
11月25日(金) 14時～

「ふるさとを返せ」福島原発避難者山木屋訴訟
控訴審 第4回口頭弁論 仙台高裁
12月19日(月) 14時～

「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審
第5回口頭弁論 仙台高裁
2023年1月30日(月) 14時～

【編集雑記】

●映画『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』92分 監督・脚本:小原浩靖 主題歌:白崎映美 出演:樋口英明/河合弘之/近藤恵/飯田哲也/大内督/落合恵子。フォーラム仙台(TEL022-728-7866)で公開。上映期間:10/7(金)～10/20(木)予定。公式サイト <https://saibancho-movie.com/> (空)

【もくじ】

- 「原発復権」の動きに抗し、女川2号機再稼働を食い止める闘いの継続を！……………1
- 欧州原発事情とウクライナ戦争が明らかにした原発の脆弱性……………3
- 硫化水素を無視した女川2毒ガス防護の違法性?!……………4
- 7.7公判「増上慢!」と意見陳述……………8
- 原告の証拠申請に裁判長が難色を示す……………9
- 11年という時間が必要だった会心の追撃弾……………11
- インフォメーション……………12

【別冊もくじ】

- 女川2「耐圧強化ベント系の廃止」……………1
- 他人事のような言い方……………3
- 宗教者核燃裁判・意見陳述……………4
- 3年ぶりの大マグロック……………5
- 女川原発アラカルト……………5
- 脱原発みやぎ金曜デモ……………8
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き……………8